

各都道府県・指定都市・中核市介護保険担当課（室）

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課
振興課
老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に
関する基準等の一部改正について
計 68 枚（本紙を除く）

Vol.230

平成23年8月22日

厚生労働省老健局
高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ
う、よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3971)
FAX：03-3595-3670



老高発第0818第1号
老振発第0818第1号
老老発第0818第1号
平成23年8月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長、殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部改正について

標記については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）（以下、「改正省令」という。）及び厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成23年厚生労働省告示第291号）が公布され、本年9月1日から施行されるところであるが、今回の改正の趣旨及び内容は別添1のとおりである。また、これに伴い、関係通知の一部を別添2のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。